

学校の部活動に係る運営方針

令和3年4月

岩国市立麻里布中学校

～目次～

(趣旨)	P 1
1 適切な運営のための体制整備	P 1
(1) 部活動の方針等の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	P 2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の活用	
3 適切な休養日等の設定	P 3
4 生徒のニーズを踏まえた部活動の運営	P 3
5 学校単位で参加する大会等の見直し	P 3
6 部活動中における安全管理と事故防止	P 4

(趣旨)

部活動は、学校教育の一環として行われ、生涯にわたって運動や文化に親しむ資質や能力の育成を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育むとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる重要な教育活動である。

しかしながら、社会・経済の変化等により、教育に関する課題が複雑化・多様化する中、部活動の過熱化による生徒の身体的負担の増大や、他の活動を行う時間の減少、教員の長時間勤務、部活動の運営活動の問題も生じてきている。

そこで、本校では、岩国市が目指す「岩国を愛し、夢を抱き、生き抜く力を育む」学校教育具現化の一環として、生徒の自発的・自主的な参加により行われる部活動について、生徒の生涯にわたる心身の健康の保持増進に資することのできる持続可能な運営がなされるよう、本方針を設定するものである。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針等の策定等

- ア 「岩国市立中学校部活動運営方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成する。
- ウ 上記の活動方針及び活動計画等を公表し周知に努める。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、生徒の入退部等については、学校の組織全体で管理し、特に、生徒が転退部等の意向を示している場合は、当該生徒の考えを十分に確認する。その際、部活動の見学や、学級担任・部活動顧問を交えた懇談等を実施するとともに、保護者と連携して適切・丁寧に対応する。

部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及びスポーツ庁が平成30年3月に作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁が同12月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに平成31年3月に山口県教育委員会が作成した「部活動指導の手引き（改訂版）」に則って実施する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（２）部活動用指導手引の活用

ア 部活動顧問は、団体により作成される、部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルや習熟レベルに応じた１日２時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、部活動顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して２（１）に基づく指導を行う。

３ 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、本方針策定の趣旨に沿って設定するものとし、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり２日以上休養日（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- １日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 部活動顧問は、上記アの基準に則り、部活動の休養日及び活動時間を設定し、周知するとともに、その運用を徹底する。

４ 生徒のニーズを踏まえた部活動の運営

ア 少子化に伴い、単一の学校では特定の競技・分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないことがないよう、複数校の生徒による合同チーム等での取組ができるよう配慮する。

５ 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 週末等が開催される様々な大会・試合・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会数の目安等を以下に示す。

各部が参加する大会は、学校団体の主催もしくは共催する大会とする。
それ以外の大会への参加については、「国のガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

イ 部活動顧問は、上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や自身の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 部活動中における安全管理と事故防止

ア 部活動の指導・監督、監視体制を整え、安全対策の整備及び危機管理マニュアルの見直しと全職員への周知を徹底し、万一、事故が起こった場合には、関係機関の協力を得るなどして組織的に対応する。

イ 部活動顧問は、健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限するか、休養させるなど適切な対応をとる。

また、生徒自身が、日頃から自分の健康管理について関心や意識をもつように指導する。

ウ 部活動顧問は、部活動で使用する施設・設備、用具等について定期的に点検・補修を行う。

また、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図る。

エ 熱中症事故の防止、局地的な大雨、落雷や突風等による事故の防止を図るために、情報の収集に努め、生徒の安全確保に取り組む。

